

議会改革調査特別委員会の付託事項及び具体的調査事項

付託事項	具体的調査事項
(1) 議会基本条例に関する調査 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例について (ア) 議会報告会について (※2) (イ) 参考人招致及び公聴会の活用について (※2) (ウ) 理事者の発言権 (反問権) について (※2)
(2) 議会改革に関する調査	① 常任委員会のインターネット中継について
	② 議場のICT化について
	③ 委員会会議録への発言者名記載について
	④ 委員会の持ち時間制について
	⑤ 育児・介護を理由とした会議欠席等について

※1 調査に当たっては、前期の議会改革調査特別委員会における議会基本条例に関する調査内容及び調査結果を基礎とする。ただし、再調査又は新たな調査の必要性が生じた場合に調査を行うことを妨げない。

※2 他都市における議会基本条例で規定されている項目であるため、議会基本条例に関する調査の中で、その実施の必要性を調査する。

《運営方針》

- ① 結論が出たものから随時、実施に向け調査の報告を行う。
- ② 具体的調査事項を新たに追加する場合は、代表者会議で確認を行った上で行う。